

[事案 30-310] 特約付加請求

・令和元年6月24日 裁定終了

<事案の概要>

年金買増特約の中途付加を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年1月に契約した個人年金保険について、保険会社に年金買増特約の付加を求めたところ、保険会社はこれを承認しなかったが、以下の理由により、年金買増特約を付加してほしい。

- (1) 保険会社は年金買増特約の存在を認めており、約款の条項の本旨に則り、特約の付加を認めてほしい。
- (2) 保険会社は、内規（事務取扱規定）によって、年金買増特約の付加を停止したとするが、これは契約者に連絡なく、保険会社から一方的になされたものである。
- (3) 契約者に対する一方的な不利益変更は、約款により是とされるものであり、約款の変更は、保険会社のホームページ上で案内するほか、契約者等に個別に周知されるべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特約を付加するには、契約当事者双方の合意が必要であり、約款においても、当社が特約の申込みを承諾することによって契約の効力が生じる旨が規定されている。
- (2) 年金買増特約は、付加時点での予定利率が適用されるものであるが、予定利率が極めて低くなったため、年金額が同特約の保険料の総額を下回る可能性が生じた。そのため、年金買増特約の付加を停止するよう「商品取扱基準」を改定し、これにもとづいて特約の承諾の可否を判断している。
- (3) 「商品取扱基準」に準拠した対応とすることで、承諾の可否を恣意的に判断することがないよう、社内の体制を整えている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に年金買増特約を付加する義務があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。